

「障がい児者自立支援事業」のご案内

福岡市社会福祉協議会では、「歳末たすけあい運動募金」配分事業の一つとして、「障がい児者自立支援事業」を実施します。

この事業は、市内の障がい児者グループ、その親の会及びボランティアグループ等が年末年始に実施する、交流会や学習会等の交流を目的とした活動の経費の一部を助成するものです。

助成事業の内容、申請方法等は下記とおりです。

(1) 助成対象団体

ア. 市内で障がい児者の自立支援に寄与している団体〔施設、事業所を除く〕で、平成29年12月1日現在、発足後1年以上を経過し、月1回以上の活動実績を有するもの。

イ. 施設の関係団体（親の会、ボランティアグループ等）の申請は、1施設につき1団体までとします。

※対象は施設・事業所内の親の会、ボランティアグループ等であり、施設・事業所自体は対象となりません。

(2) 助成事業

下記の目的の事業で、障がい児者が参加する事業。

ア. 障がい児者同士の交流や、障がい児者と市民・地域との交流を図ることを目的とした事業。

イ. 障がい児者の理解と社会参加を促進するための啓発事業。

※平成29年12月1日から平成30年1月31日までに実施されるもの。

(3) 助成上限額 15,000円

(4) 『飲食費』及び『プレゼント経費』の取り扱いについて

平成24年度まで、昼食代、ケーキ代、ジュース代などの『飲食費』、及び参加者に渡すために既製のプレゼントを購入するなどの『プレゼント経費』には、助成額の30%までという上限がありましたが、平成25年度から上限は設けておりません。

なお、交流を目的として参加者で食事を作る事業（ケーキ作り、もちつき）や、小物を作る事業（クリスマス会で参加者がリースを作って持ち帰る）などにおいて必要な材料についての経費は、『飲食費』『プレゼント経費』ではなく、『材料費』『消耗品費』として取り扱っていただきますようお願いいたします。

(5) 申込締切日

平成29年10月2日（月）※必着

※助成の可否については、11月下旬にお知らせします。



(6) 提出先・問合せ先

福岡市社会福祉協議会 地域福祉課

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

TEL: 720-5356 FAX: 751-1524

メールアドレス chiiki@fukuoka-shakyo.or.jp